



長野県報

11月5日(月)
平成19年
(2007年)
第1912号

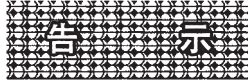
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林整備課)	1
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)	2

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	3
家畜伝染病発生の届出(畜産課)	4
土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課)	4
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農地整備課)	4
特定調達契約に係る落札者の決定(地域課)	4
随意契約の相手方の決定(地域課)	5
一般競争入札(高校教育課)	5
正誤(森林整備課)	6



告示

長野県告示第558号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成19年11月5日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪郡下諏訪町字東俣10618の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)、伊那市手良野口字沢山2202の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林整備課並びに伊那市役所及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第559号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成19年11月5日

長野県知事 村井 仁

1(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市大字広瀬字廣瀬沖1821のイ、1821のロ、1822の1、1823、字立山沖2316、2318から2320まで、上水内郡信州新町大字日原西字長子土手383の1、383の2、383の4、385の1、字中原399の1、400のイ、400のロ、401、402、字横橋689、690、中条村大字御山里字稗田5644の1、5645、5646の1、5646の2、5647の1、5656の2、5657

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 主伐は択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

上水内郡信州新町大字水内字上牛沢6491の2、6491の3、
6492

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林
整備課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第560号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨
の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）
第30条の規定により告示します。

平成19年11月5日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡信州新町大字水内字草刈場2460、2463から2466まで、
字稲葉西沖5573、5574の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林
整備課及び信州新町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第561号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨
の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）
第30条の規定により告示します。

平成19年11月5日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字瀬戸川字石原9449、9450の1、9514、字片
岡10111

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所
在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期
期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林
整備課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

長野県告示第562号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9
条第1項の規定により、平成19年10月30日、次の者を売り
さばき人に指定しました。

平成19年11月5日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
セブンイレブン 諏訪赤沼店	諏訪市志賀赤沼 1821	諏訪市志賀赤沼 1821
セブンイレブン 諏訪中洲店	諏訪市志賀赤沼 1557	諏訪市志賀赤沼 1557
セブンイレブン 茅野金沢店	茅野市金沢 4110	茅野市金沢 4110

会 計 課